

消防吏員の階級について

消防吏員の階級の基準（昭和 37 年消防庁告示第 6 号）

階級	本市	職務の例 (人口 30 万人規模)	消防長の職に ある者の階級	例示
消防総監 			消防組織法第 27 条第 2 項の特別区	東京消防庁の消防長
消防司監 			地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市又は人口 70 万人以上の市町村	大阪市・神戸市等
消防正監 		消防長	消防吏員が 200 人以上又は人口 30 万人以上の市町村	西宮市・尼崎市・宝塚市等
消防監 		部長・署長	消防吏員が 100 人以上又は人口 10 万人以上の市町村	伊丹市・川西市・三田市 淡路広域等
消防司令長 	消防長	副署長・課長	その他の市町村	芦屋市・篠山市・丹波市 猪名川町・三木市・高砂市等
消防司令 	課長・課長補佐	課長補佐・係長		
消防司令補 	係長・主任	主任		
消防士長 	係員	副主任		
消防副士長 	係員	係員		
消防士 	係員	係員		

○消防吏員の階級の基準

第 1 条 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第 2 条 消防長の職にある者の階級は、次の各号によるものとする。

- (1) 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 27 条第 2 項の特別区の消防長とする。
- (2) 消防司監の階級を用いることのできる者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この号及び次条第 2 号において「指定都市」という。）（指定都市の加入する組合を含む。以下この号及び次条第 2 号において同じ。）又は人口 70 万以上の市町村（指定都市を除く。次条第 2 号において同じ。）の消防長とする。
- (3) 消防正監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が 200 人以上又は人口 30 万以上の市町村（前号に掲げる市町村を除く。）の消防長とする。
- (4) 消防監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が 100 人以上又は人口 10 万以上

の市町村（前2号に掲げる市町村を除く。）の消防長とする。

- (5) 消防司令長の階級を用いることのできる者は、第2号から前号までに掲げる市町村以外の市町村の消防長とする。

第3条 消防長の職にある者以外の消防吏員の階級は、次の各号によるものとする。

- (1) 前条第1号の特別区にあつては、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- (2) 前条第2号の指定都市及び市町村にあつては、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- (3) 前条第3号の市町村にあつては、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- (4) 前条第4号の市町村にあつては、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- (5) 前条第5号の市町村にあつては、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第4条 市町村は、第1条及び前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分することができる。